

令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金交付要綱

砥部町告示第51号

令和8年3月18日

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者等の就業機会の確保と提供に努め、もって高齢者等の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図るため、砥部町シルバー人材センター（以下「人材センター」という。）の事業に要する経費の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 人材センターの会員の加入促進事業
- (2) 人材センターの会員の健康増進事業
- (3) 人材センターの会員の安全対策事業
- (4) 人材センターの会員の就業知識・技能習得事業
- (5) 人材センターの普及啓発事業

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費は、別表に掲げるものとし、補助率は2分の1とする。ただし、補助金額は30万円を限度とし、当該金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 人材センターは、前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて町長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付を適当と認めたときは、令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更承認申請)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、補助金額を変更しようとするとき、又は補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金（変更・廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更承認)

第7条 町長は、前条の補助金変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業を完了したときは、令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金実績報告書(様式第5号)に、関係書類を添えて、事業年度終了後、速やかに町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 町長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金精算払請求書(様式第7号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第12条 町長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、令和8年度砥部町シルバー人材センター補助金概算払請求書(様式第8号)に、関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第13条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監査)

第14条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消等)

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 正当な理由なく補助事業が予定の期間内に終了しないとき。

- (4) 補助事業の実施について、不正の行為があったとき。
- (5) その他適正な補助事業の執行が見込めないと判断したとき。

(関係書類の保管)

第 16 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	摘要	備考	
報償費	講師謝礼等		
旅費	会議等に出席するための費用 (県外)		
需用費	消耗品費	事業実施に必要な消耗品費	1つ当たりの取得価格が 1万円未満のものとする。
	食糧費	事業実施に必要な食糧費	補助目的と密接に関わ るものに限る。
	燃料費	事業実施に必要な燃料費	自家用車の燃料費は対 象外とする。
	印刷製本費	事業実施に必要な印刷製品費	
	光熱水費	事業実施に必要な光熱水費	
役務費	振込手数料、切手代、保険代等		
委託料	委託事業等に係る費用		
使用料及び賃借料	会場使用料、作業車等リース料、 駐車場使用料等		
備品購入費	事業実施に係る備品購入費		

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

砥部町長 様

住 所
申請者 団 体 名
代表者名

令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金交付申請書

令和8年度において、砥部町シルバー人材センター事業費補助金の交付を受けたいので、令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 補助金所要額調書（別紙1）
 - (2) 事業計画書（別紙2）
 - (3) 収支予算書（別紙3）
 - (4) その他町長が必要と認める書類

令和 8 年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金所要額調書

項目	総事業費 (A)	補助対象事業 に係る収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	補助対象経費 支出額 (D)	選定額 (E)	補助金所要額 (E)×1/2 (F)	補助金額 (G)
補助対象事業名							
加入促進事業							
健康増進事業							
安全対策事業							
就業知識・技能習得事業							
普及啓発事業							
合計							

- 注 1 補助対象事業名は要綱第 2 条第 1 号～第 5 号のうちの該当するいずれかを記載すること。
- 2 総事業費(A)欄は、対象経費であるか否かを問わず、事業に係る全ての経費を記載すること。
- 3 補助対象経費支出額(D)欄は、別表に掲げる経費を記載すること。
- 4 選定額(E)欄は、(C)欄と基準額(D)欄とを比較して少ない額を記載すること。
- 5 補助金所要額(F)欄は、それぞれ事業ごとに 1 円単位（1 円未満は切り捨てる。）まで求めること。
- 6 補助金額(G)欄は、補助金所要額の合計と補助上限額の 300,000 円を比較し、いずれか少ないほうを記載すること。ただし、補助金所要額の合計額は、千円未満を切り捨てて記載すること。

別紙2

令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金事業計画書

1 補助対象事業名

2 事業の目的

3 事業の内容及び事業費

実施事業	内 容 (時期・場所・人数等)
合 計	

※補助対象事業ごとに作成すること。

別紙3

収 支 予 算 書

(収 入)
 単位：円

収 入 項 目	金 額	説 明
合 計		

(支 出)
 単位：円

補助対象事業名	支出項目	金 額	左のうち補助対象経費	説 明
加入促進事業				
小 計				
健康増進事業				
小 計				
安全対策事業				
小 計				
就業知識・技能習得事業				
小 計				
普及啓発事業				
小 計				
合 計				

※補助対象外経費を含めた事業費全体の収支を記載すること。

様式第2号（第5条関係）

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで補助金交付申請のあった令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金について、令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金を交付します。

記

1 補助金交付額 金 円

2 条件

- (1) 補助金交付の対象となる事業内容は、令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。
- (2) この補助金は、令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金交付要綱に定めるところにより、取り扱わなければならない。

砥部町長

様

住 所
申請者 団 体 名
代表者名

令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金（変更・廃止）承認申請書

年 月 日付け、第 号で補助金交付決定の通知があった砥部町シルバー人材センター事業について（変更・廃止）したいので、令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおりその承認を申請します。

記

1 補助事業変更承認申請

(1) 変更承認申請額 金 円

(2) 変更内容及び理由

(3) 添付書類（補助金交付申請書の添付書類を変更したもの）

- ア 補助金所要額調書
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書
- エ その他町長が必要とする資料

2 補助事業の廃止

(1) 廃止の理由

(2) 廃止の時期

様式第4号（第7条関係）

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金については、令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金交付要綱第7条により、次のとおり変更を承認します。

1 変更後の補助金交付額

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 既交付決定額 | 金 | 円 |
| (2) 変更承認申請額 | 金 | 円 |
| (3) 変更後の交付決定額 | 金 | 円 |

2 承認の内容

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

砥部町長 様

住 所
申請者 団 体 名
代表者名

令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金実績報告書

年 月 日付け、第 号で補助金交付決定の通知があった令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金の実績について、令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金精算調書（別紙1）
- 2 事業報告書（別紙2）
- 3 収支決算書（別紙3）
- 4 その他町長が必要とする資料

令和 8 年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金精算調書

単位：円

目	項	総事業費	補助対象 事業に係 る収入額	差引額 (A) - (B)	補助対象 経費支出 額	選定 額	補助金所要 額 (E) × 1/2	補助金交 付決定額	概算払受領 額	要精算額
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(G) - (H)
補助対象事業名										
加入促進事業										
健康増進事業										
安全対策事業										
就業知識・技能習得事業										
普及啓発事業										
合計										

- 注 1 補助対象事業名は要綱第 2 条第 1 号～第 5 号のうちの該当するいずれかを記載すること。
- 2 総事業費(A)欄は、対象経費であるか否かを問わず、事業に係る全ての経費を記載すること。
- 3 補助対象経費支出額(D)欄は、別表に掲げる経費を記載すること。
- 4 選定額(E)欄は、(C)欄と基準額(D)欄とを比較して少ない額を記載すること。
- 5 補助金所要額(F)欄は、それぞれ事業ごとに 1 円単位（1 円未満は切り捨てる。）まで求め、合計欄は 1,000 円未満を切り捨てた額を記載すること。ただし、300,000 円を上限とする。

別紙2

令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金事業報告書

1 補助対象事業名

2 事業の効果

3 事業の内容及び事業費

単位：円

実施事業	内 容 (時期・場所・人数等)	金 額
		円
合 計		

※補助対象事業ごとに作成すること。

別紙3

収 支 決 算 書

(収 入)

単位：円

収 入 項 目	金 額	説 明
合 計		

(支 出)

単位：円

支 出 項 目	金 額	左のうち補 助対象経費	説 明
加入促進事業			
小 計			
健康増進事業			
小 計			
安全対策事業			
小 計			
就業知識・技能習得事業			
小 計			
普及啓発事業			
小 計			
合 計			

※対象外経費を含めた事業費全体の収支を記載すること。

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金額確定通知書

年 月 日付け、第 号で交付決定した令和8年度砥部町
シルバー人材センター事業費補助金について、年 月 日付けで提出さ
れた実績報告書を審査した結果、相当と認めますので、令和8年度砥部町シルバー人
材センター事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金額を確定
しましたので通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

砥部町長 様

住 所
請求者 団体名
氏 名 ⑩

令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金精算払請求書

年 月 日付け、第 号で確定通知があった令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金について、令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額	金	円
(1) 内 訳		
ア 補助金交付決定額	金	円
イ 補助金概算払受領済額	金	円
ウ 補助金確定額	金	円
エ 今回請求額	金	円

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

砥部町長 様

住 所
請求者 団体名
氏 名 ⑩

令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け、第 号で交付決定の通知があった令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金について、令和8年度砥部町シルバー人材センター事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|---------------|---|---|
| 1 請求金額 | 金 | 円 |
| (1) 内 訳 | | |
| ア 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| イ 補助金概算払受領済額 | 金 | 円 |
| ウ 今回請求額 | 金 | 円 |
| エ 残 額 | 金 | 円 |
| 2 概算払を必要とする理由 | | |